県民の皆様の一人ひとりのゆずり合いの心が制度の基本です！

滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度

障害者や高齢者など、移動に配慮が必要な人が使いやすい駐車場になるよう、車いすマーク等の駐車区画をご利用いただくための利用証を交付する制度です。

優先駐車区画の適正利用にご理解とご協力をお願いします。

車いす優先区画

自動車のドアを大きく開けて乗り降りできるよう、一般の駐車スペースより幅の広い（3.5m 以上）スペース

利用対象となる方

★車いすを常時使用されている方

思いやり区画

移動の負担を少なくするため、施設の出入り口付近に設置された通常幅（2.5m 程度）の駐車スペース

利用対象となる方

★障害者、要介護高齢者、妊産婦など歩行が困難で移動に配慮が必要な方

★車いす優先区画は、可能な限り車いすを常時使用されている方へお譲りくださいますよう御協力をお願いします。

★本県で交付した利用証は、同様の制度を実施している他府県の対象区画でも利用できます。

対象の区画に駐車する時は、利用証を見えるところに掲示して下さい。

お問い合わせ先　　申　請　窓　口

滋賀県 健康医療福祉部 健康福祉政策課
（〒520-8577 大津市京町四丁目１番１号）
TEL：077－528－3512
FAX：077－528－4850

滋賀　車いす　検索

対象者および有効期間など

<table>
<tr><th colspan="3">区　分</th><th>交付要件</th><th>必要な書類</th><th>有効期間</th></tr>
<tr><td rowspan="13">身体障害者</td><td colspan="2">視覚障害</td><td>４級以上</td><td rowspan="13">身体障害者手帳</td><td rowspan="15">５年
ただし、再認定日の記載がない身体障害者手帳または療育手帳所持者は無期限</td></tr>
<tr><td colspan="2">平衡機能障害</td><td>５級以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">聴覚障害</td><td>３級以上</td></tr>
<tr><td rowspan="5">肢体不自由</td><td>上肢</td><td>２級以上</td></tr>
<tr><td>下肢</td><td>６級以上</td></tr>
<tr><td>体幹</td><td>５級以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td><td>上肢機能</td><td>２級以上</td></tr>
<tr><td>移動機能</td><td>６級以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">心臓機能障害</td><td>４級以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">じん臓機能障害</td><td>４級以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">呼吸機能障害</td><td>４級以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">ぼうこうまたは直腸の機能障害</td><td>４級以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">小腸機能障害</td><td>４級以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</td><td>４級以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">肝機能障害</td><td>４級以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">知的障害者</td><td colspan="2">療育手帳の障害の程度欄が「Ａ１」「Ａ２」または「Ａ」</td><td>療育手帳</td></tr>
<tr><td colspan="3">精神障害者</td><td colspan="2">障害等級が「２級」以上</td><td>精神障害者保健福祉手帳</td></tr>
<tr><td colspan="3">難病患者</td><td colspan="2">特定医療費（指定難病）受給者または臨床調査個人票を持参する指定難病患者または滋賀県特定医療費支給認定却下通知の理由２に該当する人</td><td>特定医療費（指定難病）受給者証または臨床調査個人票または滋賀県特定医療費支給認定実施要綱別紙様式第３号の通知書（理由２に該当）</td></tr>
<tr><td colspan="3">要介護高齢者</td><td colspan="2">要介護状態区分が「要介護１～５」</td><td>介護保険被保険者証</td></tr>
<tr><td colspan="3">妊産婦等</td><td colspan="2">母子手帳取得時～産後２年
（多胎妊娠の場合は産後３年）
・乳幼児を同乗させる場合に限り、母親以外の者も使用できるものとする
・母親のみでの使用は、産後１年までとする</td><td>母子健康手帳
（多胎妊娠の場合は各々の手帳）</td><td>母子手帳取得時～産後２年
（多胎妊娠の場合は産後３年）</td></tr>
<tr><td colspan="3">けが人</td><td colspan="2">けが等により一時的に移動の配慮が必要な人</td><td>医師の診断書・意見書等
本人確認書類</td><td>車いす・杖等の使用期間
（１年以内）</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他</td><td colspan="2">上記以外の歩行困難者で、医師の診断書等で駐車場の利用に配慮が必要と認められる人</td><td>医師の診断書・意見書等
本人確認書類</td><td>必要な期間（５年以内）</td></tr>
</table>

※申請に必要な書類は、記載の書類の写しを申請書に添付するものとする。

申請手続き　※申請書類は滋賀県庁健康福祉政策課へ提出をお願いします。

1．申請書は滋賀県庁の健康福祉政策課、県健康福祉事務所および県内の市役所・町役場の担当課で配布しています。
　滋賀県ホームページの「しがのユニバーサルデザイン」からも申請書をダウンロードできます。
2．申請書に必要事項を記入し、上記の必要な書類の写し（氏名・生年月日・障害の等級・要介護など対象者であることがわかる部分）を添付して、表紙の申請窓口へ提出してください。
　※できるだけ郵送によりご提出をお願いします。
　※必要な書類の取得および送付等に係る費用はご自身で負担をお願いします。
3．代理人が申請窓口に来所される場合は、代理人の本人確認書類のご提示をお願いします。
　（郵送の場合は、その写しの添付をお願いします。）
4．後日、利用証を郵送しますので、返送用切手（140 円）を申請書に添付いただきますようお願いします。
　※即日交付できません。